

射水市充電インフラ導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車の普及を促進し、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図ることを目的として、射水市内の事業者の充電インフラ導入を促進するため、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号）第17条の規定に基づき、射水市充電インフラ導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (2) プラグインハイブリッド車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 充電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）を充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたもの（以下「急速充電設備」という。）
 - イ 漏電遮断機能及びコントロールパilot機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたもの（以下「普通充電設備」という。）
 - ウ 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグの差込（以下「充電用コンセント」という。）
 - エ 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体（以下「充電用コン

セントスタンド」という。)

- (4) 国補助金 一般社団法人性世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する、充電設備の導入に要した経費の一部を補助する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事務所、工場等に充電設備を取得又はリースして設置する事業（国補助金の交付を受けているもの又は受ける見込みのあるものに限る。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 充電設備の発注及び支払いを、補助対象者が補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後に行っているものであること。
- (2) 充電設備を5年以上使用する見込みであること。
- (3) 充電設備をリースして設置した場合は、リース料金の総額に補助金を充当するものであって、値下がりを反映したリース料金を設定したものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、国補助金の額の確定の通知を受けた個人事業者又は法人（国、県、市及び独立行政法人を除く。）であって、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所、事務所又は事業所を有すること。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 補助対象者として社会通念上適切な者であると認められる者であること。
- (4) この要綱に基づく補助金又は国、県若しくは市が実施する同種の他の補助金（第2条第4号の国補助金を除く。）を受けていないこと。

(補助対象設備)

第5条 補助金の交付対象となる充電設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 国補助金の交付の対象となっている充電設備であって、国補助金の額の確定通知を受けていること。
- (2) 市内の事務所、工場等に設置されたものであること。
- (3) 中古品又は新古品ではないこと。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、急速充電設備又は普通充電設備の購入に要する費用（工事費用並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に対して交付を受けた国補助金の額の2分の1に相当する額（当該額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 急速充電設備の購入に要する費用 1,500千円
- (2) 普通充電設備の購入に要する費用 100千円

(確認申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の11月末日までに、射水市充電インフラ導入支援事業費補助金確認申請書（様式第1号。以下「確認申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 国補助金の交付申請書類一式の写し
- (2) 国補助金の交付決定通知書の写し
- (3) 補助対象設備を設置した施設の概要（設置の概要が確認できる書類、地図、写真等）

(補助金の交付の申請)

第8条 前条に規定する確認申請書を提出した申請者は、国の額の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに、射水市充電インフラ導入支援事業費補助金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）に、別に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、規則第12条に規定する実績報告書は、交付申請

書の提出をもって提出されたものとみなす。

- 2 申請者が第1項による申請を行う場合において、当該申請にかかる補助対象事業で設置する充電設備がリースしてものであるときは、リース料金の設定内容を記載したリース料金の算定根拠明細書（様式第3号）を交付申請書に添付しなければならない。
- 3 申請者は、本補助金の交付申請前に暴力団排除に関する誓約をするものとし、第1項の規定による申請を行う前に、射水市充電インフラ導入支援事業費補助金誓約書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
(交付の決定及び額の確定等)

第9条 市長は、第8条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定及び交付すべき額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに射水市充電インフラ導入支援事業費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金を当該補助事業者に交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則第14条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 補助事業者に対する国補助金が不交付又は取り消しとなったとき。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し期限を定めてその返還を求めるものとする。

(調査及び指示)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の

交付に係る通帳、書類その他必要な物件及び現地を調査し、又は他機関への確認その他の必要な事項を指示するものとする。

(処分の制限)

第14条 補助対象事業で取得した財産であって、規則第16条第2号の機械及び重要な器具で市長が指定するもの（以下「処分制限財産」という。）は、補助対象設備のうち取得価格が単価50万円以上のものとする。ただし、補助金の額の確定日から5年を経過したものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、前項に規定する処分制限財産を取得した場合において、補助金の額の確定日から5年を経過する日までに、当該処分制限財産を処分しようとするときは、射水市充電インフラ導入支援事業費補助金財産処分承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。